

外部理事・監事の必要性と定款改訂の概要

定 款 改 正 案	現 行 定 款	備 考																				
<p>(報酬等)</p> <p>第18条 評議員には、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則により報酬等を支給することができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第19条 評議員は無報酬とする。</p> <p>2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則による。</p>	<p>公益認定法改正 (R7.4.1) 第5条第15・16項 新設</p> <p>外部理事・監事の導入により定款の改正 ① 員数を変更する ② 報酬を支給する</p>																				
<p>(種類及び定数)</p> <p>第30条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事3名以上10名以内</p> <p>(2) 監事3名以内</p>	<p>(種類及び定数)</p> <p>第31条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事3名以上9名以内</p> <p>(2) 監事2名以内</p>	<p>自律的ガバナンスの充実③(外部理事・外部監事)</p> <p>改正概要</p> <p>法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材を選任することを公益認定の基準とする。【改正法第5条第15号・第16号】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>外部理事</th> <th>外部監事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定基準</td> <td>理事の1人以上が外部理事に該当</td> <td>監事の1人以上が外部監事に該当</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部性の要件 (次の全てを満たす者)</td> <td>当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でない者</td> <td>当該法人・子法人の理事・使用人でない者</td> </tr> <tr> <td>過去10年間当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でなかった者</td> <td>過去10年間当該法人・子法人の理事・使用人でなかった者</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>【公益社団法人の場合】</p> <p>その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者</p> <p>【公益財団法人の場合】</p> <p>その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者</p> </td> <td> <p>業務執行理事以外の理事も対象</p> </td> </tr> <tr> <td>適用除外</td> <td>小規模法人除外 収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用</td> <td>法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用</td> </tr> </tbody> </table>		外部理事	外部監事	認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当	外部性の要件 (次の全てを満たす者)	当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の理事・使用人でない者	過去10年間当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の理事・使用人でなかった者		<p>【公益社団法人の場合】</p> <p>その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者</p> <p>【公益財団法人の場合】</p> <p>その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者</p>	<p>業務執行理事以外の理事も対象</p>	適用除外	小規模法人除外 収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満	—	経過措置	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用
	外部理事	外部監事																				
認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当																				
外部性の要件 (次の全てを満たす者)	当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の理事・使用人でない者																				
	過去10年間当該法人・子法人の業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の理事・使用人でなかった者																				
	<p>【公益社団法人の場合】</p> <p>その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者</p> <p>【公益財団法人の場合】</p> <p>その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者</p>	<p>業務執行理事以外の理事も対象</p>																				
適用除外	小規模法人除外 収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満	—																				
経過措置	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用																				
<p>外部理事・監事の選定に関する方針</p> <p>1. 外部監事の役割としては、会計監査という視点に捕らわれず、法人の活動状況などを把握したうえで、公益法人の在り方を指導・監督していただく方を想定（経営的な視点を有する方で、税理士・会計士に限るものではない）。</p> <p>2. 会計チェックは、会計事務所にて対応予定であり、今後も各監事には会計報告のうえ、監査いただくことに変化はない。</p> <p>3. 役員等候補選出委員会は、評議員長と幹事にて構成を想定しているが、理事会の指揮下の幹事会の位置づけではなく、評議員会へ本基金に相応しい候補者を選出するための独立した組織として位置づけるもの。</p> <p>4. 候補者の選定にあたっては、事務局は選出委員会の求めに応じ、必要な調査・調整を行う。</p> <p>5. 報酬規則の見直しでは、地方公務員（特別職及び一般職）は従来どおり無報酬とするもの。</p>	<p>外部理事・監事の選定に関する方針</p> <p>1. 外部監事の役割としては、会計監査という視点に捕らわれず、法人の活動状況などを把握したうえで、公益法人の在り方を指導・監督していただく方を想定（経営的な視点を有する方で、税理士・会計士に限るものではない）。</p> <p>2. 会計チェックは、会計事務所にて対応予定であり、今後も各監事には会計報告のうえ、監査いただくことに変化はない。</p> <p>3. 役員等候補選出委員会は、評議員長と幹事にて構成を想定しているが、理事会の指揮下の幹事会の位置づけではなく、評議員会へ本基金に相応しい候補者を選出するための独立した組織として位置づけるもの。</p> <p>4. 候補者の選定にあたっては、事務局は選出委員会の求めに応じ、必要な調査・調整を行う。</p> <p>5. 報酬規則の見直しでは、地方公務員（特別職及び一般職）は従来どおり無報酬とするもの。</p>	<p>設置時期への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適用除外について、決算において基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。 ● 突発的に基準を超えた法人が外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととしている。（ガイドライン） <p>公益法人 information Q&A</p> <p>Q 「設立者が法人の場合、その役員・使用人でない者」との外部理事・監事の要件については、公益財団法人の設立者が地方公共団体であった場合にも適用されるのでしょうか。</p> <p>A 地方公共団体は法人であり、その役員・使用人も外部理事・外部監事になることができません。</p> <p>役員とは、「理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者」（認定規則第1条第3項第2号イ）との定義に基づき判断します。すなわち、これらの役職が、他人の指揮監督下に置かれず、法人の業務を執行し、若しくは法人の業務の執行に係る決定又は現に行われる業務執行に対して意見することができるなど、当該法人の業務執行に関して強力な権限を有している者と考えられることから、地方公共団体の知事や市町村長はこれらに準ずる者として役員に当たるものと考えられます。また、地方公共団体の使用人については、私法人における使用人の考え方（Q7使用人とは、一般的に法人と雇用契約を結んだり、指揮命令系統に入っている者をいいます。）と同様と、行政事務において、役員（知事・市町村長）から指揮命令を受ける者を指します。</p>																				